



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 246号 2011.1.26 発行 社会政策研究所

=====

末尾ニュースに注目「障害者総合福祉法」ではなく「障害者社会生活総合保障法」だって

### 【実況見聞】発達障害 自分を描こう

「お顔できたね」「うん、ピンク」。受講生と講師が対話しながら作品づくりが進む＝奈良市西大寺国見町1丁目の奈良YMCA 自閉症、アスペルガー症候群、ADHD……。新聞などで発達障害に関する記事をよく目にするようになった。しかし記者自身は発達障害の取材経験があまりない。奈良市に発達障害などの子どもたちが通う絵画教室があると知り、訪ねた。(赤木基宏)

#### 何色にする？何つくる？→個性引き出す

平日午後4時。奈良YMCA芸術センターの絵画療育教室「ミネルヴァクラス」。

通い始めて5年目になる高校2年の女性(17)が、前の週に紙粘土で作った干支(えと)のウサギと向き合った。「どうしようかな」。講師が尋ねると「塗るよ。ピンク」とはっきりした声で答え、絵の具を混ぜて塗り上げた。

#### 奈良YMCA「時間かけて」

高校3年の少年(18)は、絵の具のチューブを手に取りかけては、やめることを何度も繰り返した。何色にするか迷っている様子だったが、数分後、ようやくオレンジに決まった。高校2年の少年(17)は黙々とウサギに色を塗っていた。ウサギを持つ左手に絵の具がぼたぼた落ちたが、講師がさっと布で拭いた。

小学3年の男児(9)は講師に抱きついたり手をつねったり、落ち着きがない。記者が「今日は何をつくるのかな」と話しかけると、にこにこした表情のまま、大きな声で「あっ、この人、怖い、怖い」と言われてしまった。

9年間通っている中学3年の少年(15)はウサギの胴体に小さなウサギを絵を描き込んだ。母親(45)は「テーマを与えてもらって作品に向き合うことで、自分なりの思いを広げていくことにつながっている」と話した。

教室の開設から36年。毎週火曜日の1時間、絵や立体造形づくりの講座がある。現在の在籍生は23人。小学1年から、「ずっと続けていたい」という38歳の女性まで年齢は幅広い。ダウン症など知的障害のある人も通う。

講師4人はいずれも女性。3人は大学などで美術を専攻し、1人は幼稚園教諭の経験がある。各講師が担当する受講者はおおむね決まっており、受講生の個性に合わせて静かに見守ったり、「ほら、ここ白いよ」「顔、描こうか」と丁寧にアドバイスしたりしている。

指導歴十数年になる田中裕子さん(38)は「時間をかけてつきあうことで、どういう個性の子なのかわかってくる。例えば、自分でやりたいと思っている時は手伝わないなど、

朝日新聞 2011年1月24日



受講生に応じた対応を心がけている」と話す。

### 「創作楽しみ成長を」

奈良YMCAは、作品の制作を通じて発達が促され、自己表現ができるきっかけになるとしている。

国際・生涯学習事業部の渡辺新久（しん・ひさ）部長によると、抽象的だった絵が具体化し、こまかい部分が丹念に塗れるようになるなど制作面で向上するだけでなく、講師とのコミュニケーションがうまくとれるようになったり、机に座っていられる時間が長くなったりするなど情緒面の変化も生まれるという。渡辺部長は「創作を楽しみながら成長してもらえたら」という。

ミネルヴァクラスの受講生がこの1年間に制作した絵画や立体造形を紹介する作品展が2月19、20両日、奈良市登大路町の県文化会館で開かれる。入場無料。問い合わせは奈良YMCA（0742・44・2291）へ。

### ●県支援センター相談無料

県内唯一の発達障害を専門的に扱う支援施設として、県発達障害支援センター「でいあ〜」（奈良市古市町、0742・62・7746）がある。計5人のスタッフが発達障害者や家族、学校などからの相談に対し、家庭でできる支援方法をアドバイスするほか、関係施設の紹介、専門医のいる医療機関の案内、就労に向けた支援などをする。

発達障害者への対応について、為重（ため・しげ）久雄センター長は「普通のしつけでは反発してしまうこともあり、子どもの成長に親と一緒に寄り添っていくことが大切」と話す。

相談は年末年始を除く平日の午前9時～正午と午後1～5時。電話かメール（deardeer@m5.kcn.ne.jp）で申し込み、センターから送付される相談票に記入し、日程を調整する。無料。

■**発達障害** 何らかの原因による先天的な脳機能障害。対人関係やコミュニケーションがうまくできず、パターン化した行動をする「自閉症」。知的障害はほとんどないが、自閉症と似た特徴がある「アスペルガー症候群」。全般的な知的発達に遅れはないが、書く、読む、計算するなど特定の技能に困難がある「学習障害（LD）」。年齢や発達レベルに見合わない衝動性がある「注意欠陥多動性障害（ADHD）」などがある。

## 障害児 放課後どう過ごすの

読売新聞 2011年1月25日

障害のある子どもたちは、放課後をどこで、どのように過ごしているの？

### 施設で発達訓練や遊び

友達と遊べず、家でテレビを見て過ごしがちな障害児の放課後を、充実したものにしようとして実施されているのが放課後活動だ。事業所の形態は様々で、障害者自立支援法による「児童デイサービス」、「日中一時支援」のほか、自治体独自の補助事業もある。特別支援学校や小、中学校からマイクロバスで移動したり、保護者の送迎で施設に通う。発達訓練や集団遊び、地域交流など活動内容は様々。

厚生労働省は児童デイサービスの目的を「日常生活の基本動作の指導、集団生活への適応訓練」とし、活動に専門性を求める。1型と2型があり、学齢児が3割以上の2型が主に放課後活動を担う。子ども1人1日当たりの報酬（2型定員11～20人で4650円）が事業所に支払われ、利用者負担は費用の1割が原則。

日中一時支援は、保護者の就労時や休息のための預かり、見守りが主体。自治体により基準が異なるため、住む場所で負担額は異なる。

自治体独自の補助事業は都市部に多い。東京都は子ども1人に年間79万円（定員8～19人）を拠出。小平市の「ゆうやけ子どもクラブ」（村岡真治代表）の場合、「利用者負

担は月1万円程度」という。

児童デイサービスには、1日の利用定員があり、登録しても十分な日数利用できない利用者の不満も。しかし、定員が多い事業所は、1人あたりの報酬が低く設定される仕組みのため、経営が苦しくなるというジレンマがある。

日中一時支援は報酬が低く、自治体独自事業は待機児が多いという課題がある。



作図 デザイン課 遠藤牧子

このため、新しい受け皿作りを目指し、昨年12月、自立支援法等が改正され、「放課後等デイサービス」が来年4月に導入されることになった。厚労省は「活動内容や報酬面で事業所が活動しやすい制度にしたい」としている。

しかし、現場には困惑も。法改正に伴い都は独自事業廃止を決め、事業所に放課後等デイサービスへの移行を求めた。制度内容が未定のままの移行に不安があるため、事業所が集う「放課後連・東京」は昨年末、事業継続を求める署名を都に提出した。利用者、事業所に不安のない制度作りが求められる。(梅崎正直)

### 【知恵の経営】障害者雇用はエフピコに学べ

サンケイ BIZ 2011年1月26日

法政大学大学院政策創造研究科教授、アタックスグループ顧問 坂本光司  
広島県福山市の郊外に、「株式会社エフピコ」という社名の企業がある。食品トレーなどの合成樹脂製品を主力とする簡易容器メーカーだ。

設立はいまから49年前の1962年。現社長である小松安弘氏が脱サラして数人のスタッフとともにスタートした。福山のFとパール紙のPが社名の由来だ。

設立当初は、発注者の仕様に基づいて製造する下請けタイプの企



業経営であったが、次第に他社依存型の経営に限界を感じていく。

### 人材育成に注力

設立数年後からは、自社で製造する商品の市場が拡大していく幸運な環境もあったとはいえ、自立型の経営へと転換していった。並行して、技術力や開発力の充実強化のため、その中核となる人材の確保と育成に、ことのほか注力した。

こうした経営努力が実を結び、いまや簡易食品容器で約40%のシェア（市場占有率）をもつ業界ナンバーワン企業に成長発展を遂げた。

経営規模も年々拡大し、現在の社員数はグループ会社28社を含めて全体で約3000人、連結売上高が1300億円に達している。

成長の軌跡もさることながら、近年、エフピコが各方面から注目されているのは、企業の社会的責任のひとつである障害者雇用で顕著な成果を上げていることだ。同社は成長性が高く経営力にすぐれているため、柔軟な雇用が可能なのは事実だが、景気低迷で経営環境が悪化しているにもかかわらず、障害者雇用に手厚い姿勢を変えていない。なによりも、目を引くのは20年以上前から障害者雇用に取り組んでいることだ。

同社およびグループ会社で就業する障害者は年々増加し、現在は約240人でグループ社員の8.5%に達している。「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）では、常用雇用56人以上の企業には、障害者について1.8%の法定雇用率を課しているが、2009年の統計を見ると平均で1.63%、法定雇用率以下の企業が約54.5%も存在する。この実態に照らし合わせると、同社が障害者雇用に真剣に取り組んでいるかが一目瞭然である。

### 全員が正規社員

さらに驚くのは、240人の障害者の障害の程度や雇用形態だ。ほぼ全員が重度障害者。全員が正規社員として雇用され、最低でも月給が15万円以上という。

採用の方針と基準にも、感動・感嘆・感銘する。同社には、働く幸福を求めて全国各地から多くの応募があるが、障害の程度が重い人から順番に採用するという。なんと見事な経営姿勢であろうか。

こうした障害者雇用に関心かつ積極的に取り組む企業の存在を見せつけられると、わが国の企業の障害者雇用がなかなか進まない最大原因は、障害者の意識や能力などの問題ではなく、雇用の努力を怠る企業と、それを放置している行政にこそあると言わざるを得ない。

アタックスグループ 顧客企業1700社、スタッフ170人の会計事務所兼総合コンサルティング会社。「社長の最良の相談相手」をモットーに、東京、名古屋、大阪、静岡でサービスを展開している。

## 嘱託職員に障害者募集 事務処理や電話対応 10人程度 茨城県総務事務センター

茨城新聞 2011年1月25日

総務事務センター(仮称)を新設するのに伴い、県は3月1日から、障害者計10人程度を嘱託職員として採用する。知的障害者は27日まで、身体障害者は2月4日までそれぞれ希望者を受け付けている。

県は4月から、事務の簡素・効率化を図るため、同センターを本格稼働させる。外部人材の活用を打ち出し、人材派遣会社の利用や障害者の積極的な雇用を予定している。車いすでも動きやすいよう、事務室内のレイアウトやドア、トイレなどを整備した。

募集しているのは知的障害者1人程度、身体障害者9人程度。性別、年齢は問わない。療育手帳、または身体障害者手帳を所持し、自力で通勤でき、介護者なしで仕事が進められることなどが応募の条件。勤務場所は、同センター(水戸市笠原町の県開発公社ビル7階)。勤務時間は水曜5時間(午前9時～午後3時)、それ以外の平日6時間(午前9時～午後4時)の週29時間。勤務時間の割り振りは障害の状態などで変更できる。



仕事は、身体障害者が給与、旅費などの計算審査 データ入力、書類整理 電話での問い合わせ対応など。知的障害者が文書発送・運搬 パソコン入力 書類整理など。

雇用期間は3月1日からで、年度が変わる4月にいったん更新し、その後は1年ごとの更新で最長5年間勤務できる。給与は、身体障害者が月額10万5千円～同13万8千円、知的障害者が同9万6500円。

応募方法は、申込書、履歴書、身体障害者手帳または療育手帳の写し、ハローワークが作成した紹介状などを県人事課総務事務集約化担当(水戸市笠原町の県庁内)まで持参するか、郵送する。 問い合わせは、県人事課 TEL029(301)4834 へ。

## 障害者「総合福祉部会」の検討内容に見解提示へ—厚労省

キャリアブレイン 2011年01月25日

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」の総合福祉部会は1月25日、第11回会合を開き、同部会の各作業チームが新法「障害者総合福祉法」(仮称)の策定に関する論点の検討結果を報告した。会合の冒頭であいさつした厚生労働省の岡本充功政務官は、この検討結果に対して厚労省としての見解を示す方針を明らかにした。新法は、障害者自立支援法に代わるものとして政府が2013年8月の施行を目指している。



岡本政務官はあいさつの中で、新法には公平で透明性のある制度設計と、少子・高齢化が進む中での安定的で持続可能な運営が不可欠と指摘。その上で、「このような観点から厚労省として気が付いた検討(内容)についてコメントをさせていただきたい」と述べ、次回以降の会合で見解を提示するとした。

会合では、新法について、昨年10月から「法の理念・目的」などの各論点を検討している第1期の作業チームがその内容を報告した。

### ■新法の名称には「福祉」でなく「社会生活の支援」を

法の理念・目的作業チームの報告では、新法の主な守備範囲が障害者の社会生活支援としたほか、障害者を権利主体でなく保護の対象として位置付けてきた障害者関連法の名称に「福祉」が使われてきたなどと指摘。これらを踏まえ、新法の名称は障害者総合福祉法でなく、「障害者の社会生活の支援を権利として総合的に保障する法律」が適切だとした。

### ■精神医療の質向上へ根拠規定の新設を

障害者基本法改正案などについて議論する推進会議と合同で設置された医療作業チームは報告で、精神障害者の「保護者制度」やいわゆる「社会的入院」を解消するための根拠規定を障害者基本法に設けるべきと主張。精神医療全般については、一般医療よりも薄い人員配置の基準を改めるなど、質の向上につながる施策を国が行う根拠規定の新設を求めている。

次回会合からは第2期として、利用者負担や地域移行などの論点を議論する新しい作業チームがスタートする。一方、医療 就労 障害児支援 選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)の作業チームは、第1期に引き続き検討を進める。ただし、医療作業チームはこれまでの精神医療ではなく、一般医療をテーマに据える。

総合福祉部会は今年5月に作業チームからの報告を受けた後、8月には推進会議に「新法の骨格」を提案する予定。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック

